

横浜市廃棄物を使用した試験研究に関する要綱

制 定 令和6年10月18日 資事第2077号

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物を使用した試験研究（廃棄物を使用した社会実証実験を含む。）を行うにあたり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」（平成18年3月31日環廃産発第060331001号）に基づく適正な実施を確保するため、当該試験研究に係る計画書の事前提出等の必要な手続きを定めるとともに、当該試験研究に係る計画に対する審査基準を定めることを目的とする。

(試験研究計画の提出)

第2条 本市内において廃棄物を使用した試験研究を行おうとする者（以下「試験研究実施者」という。）は、あらかじめ、試験研究計画書（様式1）を市長に提出し、当該計画が生活環境保全上の支障がない試験研究であることについて市長の承認を受けるものとする。ただし、横浜市資源循環局所管の焼却工場で発生するごみ及び焼却灰等のみを使用した試験研究を行う者については、この限りでない。

2 試験研究の範囲は、当該試験研究で用いる廃棄物の排出から処理が完了するまでのうち、試験研究の結果に必要な範囲とする。なお、当該範囲では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく収集運搬業及び処分業並びに処理施設設置に係る許可は不要とする。

3 前々項の試験研究計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究の目的及び内容がわかる書類
- (2) 試験研究関係者（試験研究実施者、当該試験研究で用いる廃棄物の排出者及び処理を行う者等）の所属、連絡先、役割等がわかる書類
- (3) 試験研究関係者の間で取り交わされた当該試験研究に係る契約書等の書類
- (4) 試験研究に関する工程表
- (5) 試験研究を行う場所（収集、処分等を行う場所）の地図
- (6) 試験研究に使用する施設・設備の構造及び処理能力等がわかる書類（横浜市内に設置する施設・設備に限る。）
- (7) 試験研究実施時の環境保全対策がわかる書類
- (8) 試験研究に使用する施設の維持管理状況に係る書類（横浜市内に設置する施設・設備に限る。）
- (9) 試験研究により発生する廃棄物の量、処理方法等がわかる書類及び他者に処理を

委託する場合にはその契約書の写し

(10) 試験研究実施時の防災・災害対策、緊急時の対策がわかる書類

(11) その他市長が必要と認める書類

- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の4及び同施行規則第12条の4並びに横浜市廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱（令和5年9月15日制定）第10条に基づく使用前検査にあたり試験研究を行おうとする者は、前項第1号、第4号から第8号まで及び第10号に掲げる書類の添付を要しない。

（試験研究変更計画の提出）

第3条 試験研究実施者は、前条の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ、試験研究変更計画書（様式2）に、変更内容がわかる書類を添付して市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

（試験研究計画、試験研究変更計画の審査基準）

第4条 市長は、第2条の試験研究計画又は第3条の試験研究変更計画が次の各号のいずれにも適合していると認められるときに、同項の承認ができる。

- (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの（有価性の確認に係るものを含む。）であること。
- (2) 試験研究の期間は試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間であり、取り扱う廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間に取り扱う量であること。
- (3) 試験研究については、法第6条の2又は第12条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。
- (4) 試験研究に使用する施設については、法第8条の2第1項各号又は第15条の2第1項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。
- (5) 同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性を判断し、主として不正な廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。

（審査結果の通知）

第5条 市長は、第2条に規定する試験研究計画書又は第3条に規定する試験研究変更計画書が提出され、当該計画が第4条各号に適合していると認めるときは、試験研究承認通知書（様式3）を試験研究実施者に交付するものとする。

試験研究計画又は試験研究変更計画が第4条各号に適合しないと認めるときは、当該試験研究実施者に対し、計画の変更など必要な指導を行うものとする。

(試験研究完了の報告)

第6条 試験研究実施者は、当該試験研究を終了した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式4)を市長に提出するものとする。

当該試験研究により廃棄物が発生した場合の試験研究を終了した日は、一般廃棄物の場合は当該廃棄物を処理施設へ搬入した旨を確認した日とし、産業廃棄物の場合は当該廃棄物の中間処理又は最終処分が終了した旨を確認した日とする。

2 前項の試験研究完了報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究で使用した廃棄物の量、使用方法及び結果等がわかる書類
- (2) 試験研究により発生した廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (3) 試験研究に使用した施設の維持管理状況結果がわかる書類
- (4) 試験研究実施時の環境保全対策結果がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(試験研究中止の報告)

第7条 試験研究実施者は、当該試験研究を中止した場合は、速やかに、試験研究中止報告書(様式5)を市長に提出するものとする。

2 実施期間途中で試験研究を中止した場合は、試験研究を中止した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式4)を市長に提出するものとする。ただし、試験研究により廃棄物が発生した場合の試験研究を中止した日は、一般廃棄物の場合は当該廃棄物を処理施設へ搬入した旨を確認した日とし、産業廃棄物の場合は当該廃棄物の中間処理又は最終処分が終了した旨を確認した日とする。

3 前項の試験研究完了報告書には、第6条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

(試験研究承認の取消し)

第8条 市長は、当該試験研究が第4条の基準に適合しなくなったときは、当該試験研究を中止させ、承認の取消しを行うことができる。

2 前項の試験研究承認の取消しを行ったときは、試験研究承認取消通知書(様式6)により試験研究実施者に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長は、試験研究実施者に対し試験研究の適正な実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

附 則 (令和6年10月18日資事第2077号)

(施行期日)

1 本要綱は令和6年10月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に「産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領」及び「廃棄物の処理実験に関する取扱い」の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。